

令和8年度 防犯灯設置等補助金のご案内

1. 補助対象

自治会・町内会等が新規に設置した防犯灯や、既存の防犯灯をLED等に交換した場合（器具一式の取付け）、補助金の支給対象となります。

防犯灯（設置・交換）工事完了後、1年以内に申請してください。

2. 補助金額

1基当たりの（設置・交換に関する）工事費の2分の1 ※100円未満の端数は切捨て
（補助額限度=1基当たり35,000円まで）

提出期限	令和8年12月21日（月）まで
対象期間	防犯灯の設置・交換から1年以内

※提出期限までに必ず申請書類を提出してください。

申請から補助金の振込まで、通常は3ヶ月ほどかかります。ただし、書類の不備や申請状況等の理由により振込時期が前後する場合がありますので、お早めに申請してください。

申請手順

- (1) 防犯灯工事完了後、電気工事業者に代金を支払う。
- (2) 市に防犯灯設置等補助金を申請する。
- (3) 市から交付決定通知書が郵送され、指定の口座に補助金が振込まれる。

提出書類

① 防犯灯設置等補助金交付申請書 様式第1号（第5条関係）と防犯灯設置等補助金交付請求書 様式第4号（第7条関係）

② 電気工事業者の工事費内訳書と領収証の写し

③ 設置箇所を示す位置図（任意様式）

④ 預金通帳の表紙と表紙裏面（見開き）の写し

※表紙裏面：口座名義がカタカナで記載されているページ

【提出先】生活安全課、赤塚・常澄・内原出張所、各市民センター
担当課 生活安全課 TEL 029-224-1113

※ 不要となった防犯灯・落下等の危険性がある防犯灯については、廃止手続きや器具を撤去するなど、適切な維持・管理をお願いします。